

自動車リサイクル料金預託ガイド

平成17年1月1日より自動車リサイクル法が施行し、自動車所有者は自動車リサイクル料金を預託していないと、新車新規登録や継続検査等（車検）を受けられなくなりました。

自動車リサイクル料金は、1.シュレッダーダスト料金、2.エアバッグ類料金、3.フロム類料金、4.情報管理料金、5.資金管理料金という5種の料金から成り立っており、車種、年式、型式によって料金が変わります。

このガイドは、各車のリサイクル料金の確認から、振興会支所窓口にてリサイクル料金預託までをまとめたものです。初めて預託される方は参考にして下さい。

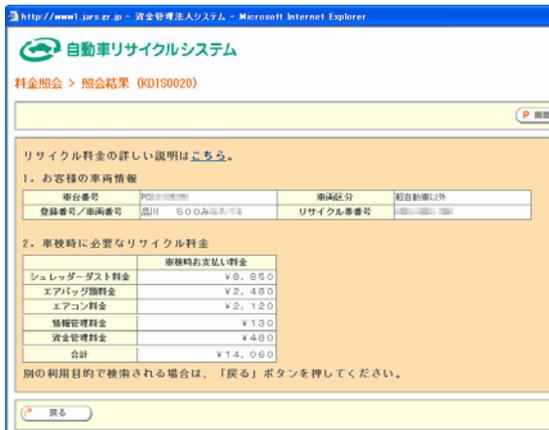
【事前にリサイクル料金を確認】

- ① 事前に自動車リサイクル料金を調べておきましょう。
必要になる情報は、車検証に記載されている「車台番号」と「登録番号」（ナンバープレートの番号）の2つです。
パソコンを使い、(財)自動車リサイクル促進センターの設置する「自動車リサイクルシステム」ホームページに入ります。
(HPアドレス：<http://www.iars.gr.jp/>)
- ② “リサイクル料金等照会バナー(見出し)”をクリックし、照会ページへ入ります。
- ③ 車体番号、登録番号(ナンバーの内容)を入力して、「検索」ボタンを押します。



- ④ リサイクル料金が分かります。

このシステムを使うことによって車両毎の正確なリサイクル料金を確認することができます。



【次の車両はリサイクル料金が未設定となっています。】

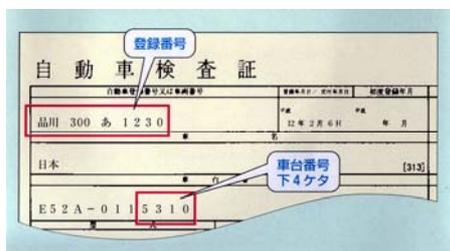
- ・登録自動車：H11.3.31以前に一時抹消した車両
 - ・軽自動車：H15.12.31以前に検査証返納した車両
- リサイクル料金が未設定で表示されない場合は「料金設定依頼書」に必要事項を記入のうえ、必要添付書類と併せて、自動車リサイクルセンターFAX (03-3629-7528) へ送付ください。
「料金設定依頼書」は (<http://www.iars.gr.jp/igs/exiq0110.html>) からダウンロード可能です。

(事前にリサイクル料金を確認される事をお勧めします)

【自動車リサイクル券の発券】

リサイクル券の発行は、(社)東京都自動車整備振興会の各支所に専用端末があります。是非ご利用下さい。

(入力する内容は右図のとおりです)



自動車リサイクル専用端末 (東整振支所内に設置)

○ 画面に直接触れて入力するタッチパネル方式です。

【自動車リサイクル料金のお支払い】

登録自動車・
軽自動車の選択



初期画面で「登録自動車」・「軽自動車」のいずれかを選択します。



検査場にある整備振興会窓口でリサイクル券を提示して下さい。

登録番号の入力



画面の指示に従って、支局名、分類番号、かな文字、一連指定番号を入力します。



リサイクル料金が表示されますので、お支払い下さい。



車台番号の
下4桁の入力



車台番号の下4桁を入力します。

BP5-222222



受領印が押印されます。押印がされてはじめてリサイクル券として有効となります。

画面確認・
リサイクル券発行



画面に表示された車台番号、登録番号を確認し、「発行」をタッチします。数秒後リサイクル料金通知書兼リサイクル券が受取口から印刷されて出力されます。

注 リサイクル料金を収納し、押印されなければリサイクル券としては無効です。



2008年1月31日までに再度、車検を受ける場合にもリサイクル券が必要になります。

